

第6章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

「環境影響評価法」（平成9年6月13日法律第81号）第三条の六の規定に基づく配慮書についての環境の保全の見地からの国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者の見解は、表6-1に示すとおりです。

表 6-1(1) 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者の見解

項目	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
1. 総論	<p>(1) 対象事業実施区域等の設定</p> <p>今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、「2. 各論」での指摘を踏まえつつ、環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。</p> <p>ア. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居（以下「住居等」という。）</p> <p>イ. 森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定されている保安林</p> <p>ウ. 主要な河川、取水源、灌漑用のため池、生物多様性の観点から重要度の高い海域（平成28年4月環境省）及び生物多様性の観点から重要度の高い湿地（平成28年4月環境省）</p> <p>エ. 自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第2回～第5回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生、巨樹・巨木林</p> <p>オ. 鳥獣保護管理法に基づき指定されている石清尾鳥獣保護区等</p> <p>カ. 景観資源、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、各論での指摘を踏まえつつ、環境の保全上重要な施設等への影響をできる限り回避又は低減するよう努めます。</p>

表 6-1(2) 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者の見解

項目	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
1. 総論	<p>(2) 環境影響評価の項目の選定等</p> <p>本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、その他の環境要素等に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。</p> <p>また、今後、本事業において、高松環状道路への連絡道路等が計画されることにより、追加的な環境影響が生ずるおそれがある場合は、連絡道路等の存在及び供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>環境影響評価の項目は、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に選定しました。なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等を選定しました。</p> <p>また、今後、本事業において、高松環状道路への連絡道路等が計画され、それにより追加的な環境影響が生ずるおそれがある場合は、連絡道路等の存在及び供用を前提とした調査、予測及び評価を行います。</p>
	<p>(3) 地域住民等への説明及び関係機関との連携</p> <p>本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたる工事の実施が想定されることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明すること。また、本事業の実施に当たっては、関係機関と調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。</p>	<p>今後の環境影響評価手続において、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明します。また、本事業の実施に当たっては、関係機関と調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施していきます。</p>

表 6-1 (3) 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者の見解

項目	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
2. 各論	<p>(1) 大気環境</p> <p>事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、住居等が多数存在しており、住居等が比較的多いルート帯であるC案「中心市街地へのアクセス性を重視した現況道路（中央通り）を改良するルート」は、A案「全線をバイパスとし、通過交通等の転換及び沿岸部の各拠点へのアクセス性を重視し、既成市街地への影響に配慮したルート」及びB案「沿岸部の各拠点等へのアクセス性を重視したバイパスルート」に比べ、自動車の走行による大気質への影響及び騒音の増加による住居等への影響が懸念される。このため、詳細なルートの位置、道路構造及び工法の検討に当たっては、工事中及び供用後における大気質への影響及び騒音による影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討すること。</p>	<p>今後の詳細なルートの位置、道路構造及び工法の検討に当たっては、工事中及び供用後における大気質への影響及び騒音による影響に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p>
	<p>(2) 水環境</p> <p>想定区域及びその周辺には、上水道の取水源である香東川等が存在しているほか、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定されている急傾斜地崩壊危険区域、山地災害危険地区調査要領に基づき指定されている山腹崩壊危険地区、森林法に基づき指定されている土砂流出防備保安林等の土地の改変に慎重を要する地域が存在していることから、これらの地域において、土地の改変等に伴う土砂及び濁水の流出、地下水等の水量の減少又は枯渇等の水環境への影響が懸念される。このため、土工部及び橋梁部においては、土工量を抑制するルートの位置及び構造を検討することにより、土地の改変や河床掘削に伴う土砂及び濁水の流出による水環境への影響を回避又は極力低減すること。また、トンネル構造を採用する場合は、地下水等の坑内への流出、トンネル内への漏水等による地下水等の減少又は枯渇等の影響を回避又は極力低減するため、地下水等の位置、使用状況等を十分調査するとともに、必要に応じて適切に予測及び評価を実施すること。</p>	<p>今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土地の改変や河床掘削に伴う土砂及び濁水の流出による水環境への影響に配慮します。また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p> <p>トンネル構造を採用する場合は、地下水等の坑内への流出、トンネル内への漏水等による地下水等の減少又は枯渇等の影響に配慮します。また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、地下水等の位置、使用状況等を十分調査するとともに、必要に応じて適切に予測及び評価を実施します。</p>

表 6-1(4) 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者の見解

項目	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
2. 各論	<p>(3) 動植物及び生態系</p> <p>想定区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国内希少種に指定されているセトウチサンショウウオ、「環境省レッドリスト2020」に絶滅危惧ⅠA類として掲載されているニッポンバラタナゴ等の重要な動物の生息が確認されているほか、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第2回～第5回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生が存在していることに加え、鳥獣保護管理法に基づき指定されている石清尾鳥獣保護区等が存在している。さらに、生物多様性の観点から重要度の高い湿地に抽出されている「東讃部および中讃部の水田・ため池群」が想定区域に含まれている可能性がある。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、重要な動植物の生息及び生育地に十分配慮するとともに、直接改変を回避又は極力低減すること。また、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。</p>	<p>今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、重要な動植物の生息及び生育地への影響に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、専門家等からの助言を踏まえて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p>
	<p>(4) 景観</p> <p>想定区域及びその周辺は、玉藻公園等の主要な眺望点が存在することから、眺望点からの重要な眺望景観への影響が懸念される。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、景観資源及び眺望点の直接改変を回避又は極力低減することに加え、本地域の景観との調和を図ること。</p>	<p>今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、景観資源及び眺望点への影響に配慮するとともに、本地域の景観との調和を図ります。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p>

表 6-1 (5) 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者の見解

項目	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
2. 各論	<p>(5) 廃棄物等</p> <p>ア 廃棄物について 本事業の実施により多くの廃棄物が発生するおそれがある。このため、今後の事業計画の検討に当たっては、本事業の実施に伴い発生する廃棄物の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図る等適正な処理を行う計画とすること。</p> <p>イ 建設発生土について 本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により多くの建設発生土が発生するおそれがある。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置、工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。</p>	<p>今後の事業計画や詳細なルートの位置及び道路構造の検討にあたっては、廃棄物及び建設発生土の発生量の抑制に配慮します。やむを得ず発生する廃棄物及び建設発生土については、可能な限り再生利用や再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画とします。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p>
	<p>(6) 温室効果ガス等</p> <p>今後の事業計画の具体化に当たっては、2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、「地球温暖化対策計画」等を踏まえつつ、例えば、GX建設機械の認定に関する規定(令和5年10月国土交通省)に基づき認定されたGX建設機械等の省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネルギー設備の導入、道路空間への再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス等の排出削減に資する対策を検討すること。また、今後、道路管理者が令和7年4月9日に成立した「道路法等の一部を改正する法律」に基づく道路脱炭素化推進計画を策定した場合には、当該計画も踏まえて本事業を実施すること。</p>	<p>今後の事業計画の具体化に当たっては、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネルギー設備の導入、道路空間への再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス等の排出削減に資する対策を検討します。また、今後、道路管理者が「道路法等の一部を改正する法律」に基づく道路脱炭素化推進計画を策定した場合には、当該計画も踏まえて本事業を実施します。</p>